福岡工業工友会ホームページリンク等　覚え書

１ リンク等の期間

20○○(令和○○)年○○月○○日(掲載確認日)から１年間

２ リンク等掲載相当寄付金

寄付口数　　○○口　　￥　 ○○,○○○　円

3　リンク等掲載の形態

　　○　工友会ホームページからのリンクを希望

　　〇　工友会ホームページにページの掲載を希望

上記リンク等掲載について、福岡工業工友会（以下「甲」という。）と○○○○（以下「乙」という。）は、次の条項によって覚え書を締結します。

（目的）

1. 甲は、福岡工業工友会ホームページ（以下「当ホームページ」という。）において、当ホームページから乙の希望するホームページ等にリンクできるようにし、又は当ホームページ内に乙が希望するページを掲載できます。

2　卒業生経営企業又は所属企業等の紹介を行うことにより，卒業生企業等に対して就職を希望する在校生又は会員の就職活動の一助となることを目的とし，乙は、その掲載料を寄付金相当として納入して頂きます。

（仕様）

1. リンク掲載の仕様及びリンク掲載内容については、以下のとおりとします。

2　乙が当ホームページから乙のホームページへのリンクを希望する場合は，社名・連絡先・会社ロゴ等とし，両者の協議により決定します。

3　乙が当ホームページに乙のページの掲載を希望する場合は，ページ数は1ページとし，その内容については，乙の希望する内容について両者協議のうえ決定します。

4　甲は、必要があるときは、リンク掲載の仕様を変更することができることとします。

5　前項の場合において、甲はリンク掲載相当寄付金を変更することができることとします。

6　前２項の場合において乙に損害が生じたときは、甲は寄付金を返還しなければなりません。

（リンク掲載相当寄付金の納付）

1. 乙は、リンク掲載料を甲がメールにより指定した口座に振り込み，又は，工友会事務局に持参することとします。

2　寄付金は1口　千円とします。

3　リンク希望をする場合は，10口以上とし，ページ掲載を希望する場合は30口以上とします。

4　甲が寄付金の納入を確認した場合は乙に対して領収証を書面として発行致します。

（掲載内容の訂正）

1. 甲は、掲載中のリンク掲載等のリンク先のホームページの内容が，当該覚え書きの趣旨に適当でないと認めるときは、乙に対しその変更の内容について書面をもって求めることができるものとし，両者協議のうえ解決を図ることとします。

2　乙は，当ホームページに誤記・脱落・誤謬等がある場合は，その訂正についてメールで求めることができ，両者協議のうえ甲が自らの責任と判断した場合は，甲は速やかに訂正に応じるものとします。

（掲載内容等の変更）

第5条　乙は、リンク先を変更し、又はリンク先のホームページの内容を大幅に変更するときは、事前に変更内容を甲に申し出ることとします。

２　甲は、前項の内容が当覚え書きの趣旨に適当でないと認めたときは、甲はメールにより乙に変更を求めることができ，両者協議のうえ解決を図ることとします。

　(掲載の期間)

第６条　掲載の期間は，甲乙両者で協議した内容について甲が乙に通知し，乙がホームページ掲載を確認した日から１年間とします。

2　掲載継続を希望する場合は，継続申し込み書をメールで掲載期間満了1か月前に提出するとともに初期の寄付金相当額を掲載期間満了日以前に納付することとします。

3　寄付金の乙の意志による増額については妨げないものとします。

4　掲載期間満了を経過しても継続申請がない場合は，甲から継続意思の有無をメールで通知します。

5.　4.の通知で継続意思がある場合はメールで甲に通知するとともに速やかに初期寄付金を納めるものとしますが，増額についいては妨げないものとし，甲に対して増額した旨をメールで通知するものとします。

（乙の責任）

第7条　乙は、内容等を含め掲載された内容に関する一切の責任を負うものとします。

２　乙は、内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び内容等に係わる財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを工友会に対して保証することとします。

３　第三者から、内容に関連して苦情の申立て又は損害賠償の請求等がなされた場合は、乙はその責任及び負担において解決しなければならないものとします。

（覚え書の解除）

第8条　甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、事前の催告を経ることなくリンク掲載を一時停止し、又は当該覚え書きを解除することができるものとします。

(１) 　乙が指定する期日までに掲載するリンク掲載等のデータまたは資料等の提がないとき。

(２) 　乙が第5条及び第7条の協議が成立しないとき。

(３) 　乙が指定する期日までに寄付金の納付をしないとき。

(４) 　乙が甲の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。

(５)　 乙が社会的信用を著しく失墜するような行為をしたとき。

(６) 　乙の倒産、破産等により掲載する必要がなくなったとき。

(７) 　甲の業務上、やむを得ない事由が生じたとき。

２　乙は、60日前までに書面によって甲に申し出ることにより，この覚え書を解除することができるものとします。

（リンク掲載料の返還）

第９条　甲は、前条に基づいて覚え書を解除したときは、寄付金を返還しません。

２　前項の規定にかかわらず、前条第１項第７号を理由として甲が覚え書を解除したときは、解除日の翌日以降のリンク掲載料相当寄付金を返還することとします。

３　甲は、前条第２項の規定により覚え書を解除されたときは、解除日の属する月の翌月以降の月分に相当するリンク掲載相当寄付金を返還することとします。

４　甲は、当ホームページの運営を一時停止したときは、当該日数分に相当するリンク掲載相当寄付金を乙に返還することとします。

ただし、停止日数が３日未満の場合又は天災、事変その他の非常事態が発生したことによる停止の場合は、返還しないこととします。

５　第２項又は前項の場合において、日割りによって返還する金額は、当該月の日数による日割り計算とし、100円未満の端数は切り捨てます。

６ 返還するリンク掲載相当寄付金には、利息は付さないこととします。

（権利譲渡等の禁止）

第10条　乙は、この覚書によって生じた権利又は義務を第三者に譲渡又は承継させてはならないものとします。

ただし、書面により甲の了承を得たときは、この限りでありません。

（秘密の保持）

第11条　甲及び乙は、この覚え書上知りえた相手方の秘密を漏らしてはならない。この協定が終了した後においても、同様とします。

（費用負担）

第12条　この覚え書締結に要する費用は、乙の負担とします。

（管轄裁判所）

第13条　この協定に係る訴訟の提起については、福岡地方裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とします。

(覚え書の保存)

第14条　福岡工業工友会ホームページリンク等覚え書については，原則メール処理することから，申込者及び工友会双方で送受したメールを保存あるいは印刷して保存することで，覚え書を有効にするものとします。

（協　議）

第15条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度甲乙協議してこれを解決します。

20○○(令和○○)年○○月○○日

甲 　福岡工業工友会　会長 　西村　龍二

　　　　　　　乙　　○○○○社長　○○　○○